

英国における過激なポルノの規制禁止

岡久 慶

- I 背景
- II 現行のポルノ規制の概要
- III 法律制定に至る経緯
- IV 過激なポルノ規制を巡る論議
- V 法律の概要

I 背景

2003年3月、高校教師の女性が友人の夫のミュージシャン(2007年7月時点で39歳)に絞殺される事件が発生した。犯人の男は15歳の時から女性に対する暴力に興奮する性的嗜好を持ち、特に女性の絞殺、屍姦等に強い関心を持って^(注1)いた。事件の12年前の1991年には、自分が事件を起こしかねないことを恐れて、精神分析医の診断を受けても^(注2)いる。

犯人は、事件が同意の上の性交における事故であると主張したが、2004年2月3日に刑事裁判所で謀殺罪の廉で有罪とされ、無期拘禁刑判決を言い渡された。その後の上訴の過程で、この判決は2006年7月19日に国内最終審である上院上訴委員会によって覆され、審理差し戻しが命じられたが、2007年7月5日に最低刑期26年の無期拘禁刑が確定した。

訴追に当たって、公訴局(Public Prosecution Service)が強調したのが、犯人と「暴力的ポルノ(violent pornography)」(本稿においては、政府が最終的に採択するに至った用語に倣い、以下「過激なポルノ(extreme pornography)」という)の関連性である。犯人は1996年からインターネット上の過激なポルノサイトを利用するようになり、PC内に保存されていた809のポルノ画像の内、699が絞殺や屍姦等をテーマとした内容で、殺害の前日にも過激なポルノ画像にアクセスして^(注4)いた。また、公訴局は、犯人が被害者の遺体を4月19日まで場所を変えながら

隠匿し続け、頻繁に死体を鑑賞するため訪れていたことを指摘し、犯人が「奇怪かつ不気味な」性的妄想を満たす目的で被害者を殺害し、遺体を保管し続けたと主張したのである。^(注5)

このように、犯行の動機と過激なポルノの関連性が訴追においては大きな役割を演じるようになったが、一方では後者がどこまで前者に影響を及ぼしたのか、明確な関連性が証明されたわけではない。^(注6) 裁判の過程で、犯人がインターネット上の過激なポルノを漁るようになる以前から、同意の上で首を絞めるプレイを行ったこと、自分の性癖で人を殺してしまうかもしれないと告白していたこと等が明かされており、潜在的犯罪者が過激なポルノにはまったのか、過激なポルノにはまったから犯罪者が生まれたのか、因果関係を証明しきれないのである。^(注7)

事件後、被害者の家族は過激なポルノサイトを規制する運動を開始した。この運動は、3年後の2006年までに5万人の署名を集めた。^(注8) 家族が住む選挙区のマーティン・サルター下院議員(労働党)も、家族の支援に積極的に取り組み、^(注9) 下院の時期尚早動議において170人の署名を集め、デヴィッド・ブランケット内相(当時)と家族の面会の手配を行っている。

こうした働きかけが功を奏し、2005年8月に^(注10) 内務省はスコットランド自治政府と共同で協議書「過激なポルノグラフィの所有」を公表した。^(注11) 協議書は海外のポルノサイトを規制することが困難であることを指摘し、運動での主張をさらに押し進めて、過激なポルノの所有自体を犯罪化することを提案している。

イギリスにおいては、児童ポルノ以外のポルノの所有そのものが犯罪化されるのは初めてであり、内務省もこれが他の西洋諸国で類例のない試みであると認めた。当然ながら、個人の性

的嗜好を国家が制限することに対しては、強い反発の声が上がった。

II 現行のポルノ規制の概要

現在イングランド及びウェールズにおけるポルノ規制の枠組は、1959年猥褻刊行物法 (Obscene Publications Act 1959 (c.69)) 及び1964年猥褻刊行物法 (Obscene Publications Act 1964 (c.74)) (以下、まとめてOPAという) によって定められている。スコットランドでも1982年市民統治法 (Civic Government (Scotland) Act 1982 (c.33)) が同様の規定を定めている。

猥褻刊行物は猥褻刊行物法において、それを閲覧する者を「墮落させ、腐敗させる (deprave and corrupt)」物品 (article. この規定はインターネット上の画像、文章等を含む) であると定義され、その公表、貸与、販売等が禁止されるが、利得目的以外の所有は禁止されていない。違反者は、最高で3年の拘禁刑と罰金を併科される。

この「墮落させ、腐敗させる」は非常に柔軟に解釈しうる用語であり、導入当初から賛否両論^(注12)があった。つまり、主観的に解釈される猥褻の規定が、陪審員を通じて時代の流れと共に変わる道徳観を反映すると見るべきか、恣意的な判決を招くかということである。^(注13)

政府は、この規定が、欧州人権条約第10条が保障する表現の自由を侵害するものではない^(注14)としており、欧州人権委員会も同様の解釈をしている。^(注15)^(注16)

なお、児童ポルノの規制はOPAと別の枠組によるものである。すなわち1978年児童保護法 (Protection of Children Act 1978 (c.37)) 及び1988年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1988 (c.33)) によって構成される。1978年法は児童の「猥褻な (indecent)」写真の撮影、作成、頒布、利得目的の所有等を禁止し、最高で10年の拘禁刑と罰金を併科する。同法は刑事司法及び公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order

Act 1994 (c.33)) によって改正され、児童を扱ったように見える猥褻な「擬似写真 (pseudo photographs)」も写真と同様に扱うことが定められている。擬似写真とは、写真のように見える画像すべてをいい、実際の写真を加工する (例えば大人の頭を子供の体にくっつける) ことで法の穴を抜けることを阻止する。^(注17)

1988年刑事司法法はさらに進んで児童ポルノの単純所有をも禁じ、最高で5年の拘禁刑と罰金を併科する。なお、児童ポルノに関する「猥褻」の定義も、法律で規定されておらず、裁判所の解釈に委ねられている。

前掲協議書によれば、近年の傾向としてOPAに基づく起訴は減少し (1994年の309件から2003年の39件、司法省の別の資料では2005年で35件)、^(注18)^(注19)他方で児童ポルノに関連した起訴は増加している (1994年の93件から2003年の1980件)。協議書は、この要因を、取締りの重点が、インターネット上に氾濫する児童ポルノに振り向けられているためと推測している。また、過去10年の間にイギリス社会の性に対する寛容さが増したことも、訴追低下の理由として挙げられている。^(注20)

各種メディアによる道徳低下を監視し、訴える圧力団体メディア・ウォッチは、「墮落させ、腐敗させる」というOPAの主観的定義に問題があると指摘する。猥褻刊行物の裁判においては、刊行物自体の猥褻さよりも、被告が当該刊行物によって墮落・腐敗させられたか否かが争点となり、裁判に呼ばれた鑑定人に影響された陪審員の有罪評決を得にくくなっているというのである。^(注21)

III 法律制定に至る経緯

1 協議書の概要

協議書「過激なポルノグラフィの所有」は、インターネットが普及した時代においては、従来のOPA等に基づく刊行元の規制だけでは不

充分であると訴える。

確かに、インターネット上のデータのやり取り、画像がアップロードされ、そのダウンロードが完了した時点でOPAにおける刊行物公表の構成要件が成立するとした判例は過去2回出ており、^(注22)現行法制の枠組でもインターネット上のポルノサイトへの対応は可能に見える。しかしイギリス政府は、違法性のあるポルノサイトはほとんどが海外(特にアメリカ合衆国)にあると認識しており、需要と供給の悪循環を断つためには「個人がより大きな責任を負う」、つまりは個人所有を禁止する必要があると主張している。^(注23)

さらに政府は、冒頭から過激なポルノは多くの人にとって嫌悪すべきもので、社会に存在すべきではないという主張を掲げ、^(注24)その上で禁止理由として2つの点を挙げている。

- (1) 暴力、残虐性、尊厳の蹂躪(degradation)を含む性的資料の作成に参加する者を保護するため。名目上又は実際に参加に同意していたとしても、犯罪の被害者である可能性がある。
- (2) 既に従来^(注25)の刊行と頒布を規制する法律で管理できなくなった資料から、社会、特に児童を守るため。これら資料との接触は、暴力的な、又は逸脱した性行動を奨励する可能性がある。(下線部は筆者による。以下同じ)

ただしこれらの理由付けに関しては、不備な点も指摘できる。(1)に関しては、協議書が過激なポルノ作成のためどれだけの人数が犠牲になっているか具体的な事例や数字を全く挙げていない上、(2)に関しては上記下線部について、協議書自体が明確な結論を出すことができないことを認めているからである。^(注25)

協議書の提案する個人所有禁止の対象は次

^(注26)の通りである。

- ・ 性的興奮を促すことを主目的としたものであること。
- ・ 明白かつ実際の又は現実感のある状況を描写していること。参加者による演技であってもリアリティがあれば禁止対象となる。しかし、「漫画(cartoon)」や文章による描写は禁止対象とされない。
- ・ 動物を使った性行為、人間の死体を使った性行為、性的な状況における深刻な暴力又は深刻な性的暴力を描写していること。深刻な暴力とは生命の危険又は重傷を伴う暴力をいう。
- ・ 罰則は、最高3年以下の拘禁刑とする。

上記下線部について、協議書はこれが児童ポルノ規定に倣ったものであり、海外から入手される画像に関して訴追を簡単にするために必要な措置であると主張している。^(注27)

2 協議書への反応と政府の再提案

公開協議は2005年12月に終了し、内務省は2006年8月にその結果をとりまとめた報告書「過激なポルノグラフィの所有に関する協議：^(注28)回答の概要と次の一歩」を公表した。協議書に対しては397(個人313、団体84)の回答が寄せられ、過激なポルノ所有禁止法制化に対する賛成が143(個人90、団体53)、反対が241(個人223、団体18)だった。個人レベルでは回答者の7割が反対していることになる。大多数の回答者が賛成する団体には福祉団体、女権団体が多く、反対する団体には性の自由を主張する団体、あるいは特殊な性的嗜好者の団体が含まれる。また明確な賛否を表明しなかった団体には、報道機関又はIT関連機関が多かった。

政府の提案を支持する側は、性的表現の社会的な許容範囲が際限なく拡張するのを阻止する

ためには何らかの施策が必要であるとの見解を示し、あらゆるポルノグラフィーに対する規制を強化すべきだとの意見も少なくなかった。

逆に反対する側は、次のような反駁を寄せた。

- ・ 当事者(例えばカップル)間の合意に基づく行為の画像の所有が処罰されることになりかねない。
- ・ 表現の自由及び個人のプライバシーが政府によって侵害されうること。
- ・ リアルな画像を作成するソフトウェアの普及により、裁判所や陪審員が「現実感のある状況描写」と解釈する幅が大きくなり、かつその判断が一定しないものとなる可能性がある。
- ・ 過激なポルノと性犯罪の因果関係が立証されていない。
- ・ 協議書の中で過激なポルノと児童ポルノの規制を並列して論じる手法は、意図的に世論を誘導するものであり、前者に関しては世界的なコンセンサスが存在せず、同列に扱うことはできない。

また法制化への賛否両陣営から、法律を施行するにあたって困難が伴うことが予想されること、さらにこういった過激なポルノが地下に潜る可能性もあることが指摘されている^(注29)。

協議書に対する回答は、総合的に見れば明らかに反対の数が多かったが、「(過激なポルノに対する)公衆の懸念が高まっている」と主張する政府の方針に影響を与えるものではなかった。

政府は、協議に対する回答を反映した上で、協議書の提案を次のように訂正するに至った^(注31)。

- ・ 性的興奮を促すことを主目的としたものであること。
- ・ 実際の行為又は実際の行為のように見える状況を描写していること。

- ・ 動物を使った性行為、人間の死体を使った性行為、深刻な暴力を描写していること。(「性的な状況における深刻な暴力又は深刻な性的暴力」は定義が曖昧であるとして、「深刻な暴力」にまとめられた。)
- ・ 合法的な業務遂行のための所有、本人の意思に関係なく送付された資料の合理的な期間を超えない範囲での所有、及び既存の検閲機関による検閲を受けた物の所有を罪としない。
- ・ 罰則は、深刻な暴力を描写したものの所有については、最高3年の拘禁刑、それ以外に関してはより軽い罰とする。また猥褻刊行物の公表、貸与、販売、利得目的の所有に対する刑罰を、最高5年の拘禁刑と罰金の併科に引き上げる。

3 刑事司法及び移民法案の提出と成立まで

政府は協議書の中で議会の日程が許す限り早急に法案を提出するとしており^(注32)、2007年6月26日、下院に提出した刑事司法及び移民法案(Criminal Justice and Immigration Bill)に過激なポルノの規制規定を盛り込んだ。法案は10月8日に第二読会を通過し、10月16日から25日にかけての委員会審議を行ったところで会期が終了し、継続審議されることとなった。

刑事司法及び移民法案は2007年11月20日から29日にかけて残る委員会審議を経た後、翌2008年1月9日に下院を通過し、同日上院に送付された。

その後、1月22日に上院第二読会、2月5日から3月12日にかけて上院全院委員会(Committee of the Whole House)において付託審議され、3月26日から4月23日にかけて委員会報告を終えた法案は、4月30日の第三読会后、5月6日、7日の上下両院の修正をめぐるやり取りを経て、5月8日に女王裁可を経て成立した。

IV 過激なポルノ規制を巡る論議

公開協議から刑事司法及び移民法案における過激なポルノ規定の導入に至る過程に関しては、協議段階で出された反対派の議論を充分吟味することなく推進されたという批判^(注33)があり、政府側で法案を担当したフィリップ・ハント司法省担当大臣も法案提出が駆け足だったことは認めている^(注34)。上院においては、法案の審議時間が法律の巨大さ(最終的に154条と附則28)に対して馬鹿げたほど短い(grotesquely short time)、あるいは過激なポルノ規制に関して十分な議論^(注35)が尽くされていないとの指摘もなされた。インターネット上でも、特に協議書刊行後は盛んに議論が行われたが、全体として反対の意見の方が強い印象を受ける。

ここでは、政府側の主張する規制導入の理由及び反対若しくは懐疑派の議論を紹介したい。

協議書の段階における、過激なポルノ規制を推進する理由付けは、前述のように次の3点が挙げられる。

- ① OPAによって既に禁止されている類の刊行物が、インターネット普及により海外から容易に入手可能となっているのを規制する。
- ② 過激なポルノ作成に参加する者を保護する。
- ③ 社会を過激なポルノの悪影響から守る。

しかしながら、政府は法案提出時に②、③に関して具体的なデータを用意したわけではなかった。

また、2007年6月に刊行された法案の規制影響評価においても、規制対象となるのはOPAの対象となるような資料であり、それらは社会に存在してはならないという理由付けが提示^(注36)されている。これもまた、①の論点だけが提示されているものと解釈できる。

(1) 猥褻刊行物法との関連性

しかしながら、今回提出された規定を単にOPAの単純な延長として片付けることに対しては、反論もある。何故なら、従来のOPAに基づく訴追においてその資料を閲覧した者が「墮落・腐敗させられる」可能性が高いか否かが問題となるのに対し、新規定においては資料に描かれた行為が(演出されたもの、同意に基づくものに関わらず)暴力的で、性的な興奮を促すか否かが問題となり、その立証がはるかに容易^(注37)だからである。

この種の批判もあつてか、2008年3月3日の上院全院委員会において、フィリップ・ハント司法省担当大臣は、過激なポルノの定義に「甚だしく不快である、気分を悪くさせる、又は猥褻であること。」の一文を追加した。大臣はこれによって、OPAに基づいて訴追されない資料の所有が新規定によって訴追されることはない、と主張^(注38)している。

しかしながら、この主張に対しては次のような反論がある。すなわち、OPAにおける猥褻の争点は、陪審員から見て資料が閲覧者にとって有害であるか否かであり、資料それ自体の性質ではなかった。仮に政府が主張するようにOPAで禁止されるものだけが規制対象となるのであれば、閲覧者、つまり被告自身が問題の資料によって害を受けたことを証明しなければならないはずである。にもかかわらず、刑事司法及び移民法においては、資料それ自体の性質を陪審員が判断することとなり(先述したように、これはポルノ規制強化推進派が要求し続けたことである)、OPAよりも容易に、つまり刊行する者より閲覧する者の方が容易に有罪と^(注39)されることとなる。

(2) 過激なポルノの悪影響

法案提出当初は、あまり言及されなかった「過激なポルノが及ぼす悪影響」問題であるが、第二読会も間近になった2007年9月28日、司法

省はこれに関する簡易証拠評価 (rapid evidence assessment。以下、REAという) を発表した。^(注40)

REAは内務省が1万9000ポンド(382万円)の助成金を投じて作成を依頼したものである。^(注41) 評価作成に起用されたのは、かねてから反ポルノ運動の論客として知られ、フェミニズム活動の中心をポルノ排斥に置くべきと主張するリンカーン大学のキャサリン・イツィン教授をはじめ、女性に対する暴力の研究で知られる3名の女性学者だった。^(注42)

イツィン教授らは、まず過去の5つのメタ分析、さらにメタ分析に使われていない32の一次研究資料を取り上げ、計161の研究を参照している。REAが研究資料に選んだのはすべて「一様かつ統計上顕著な結果が出ている発見」であり、結果がゼロであるものに関してはバランスのためとして3件ほど掲載している。^(注43)

REAは以下の3点について論じている。

- ①過激なポルノは、閲覧する成人にどのような影響を与えるか？
- ②上記が性的、暴力的な犯罪を惹起又はこれに寄与する証拠はあるか？
- ③過激なポルノ作成に参加する者が危害を受けている証拠はあるか？

①に関しては、ポルノ全般に、特に過激なポルノにはレイプを許容する態度、考え及び振る舞い並びに性犯罪を助長する有害な影響がある程度あるとする

②に関しては、暴力的傾向がある男性、又は過去に性的、その他の暴力の経歴を持つ男性はより過激なポルノの影響を受け易いとする。

③は公開協議の論点②「過激なポルノ作成に参加する者を保護する。」に該当するものだが、REAはこれに関しては該当する研究がないとしている。

しかしながら、REAに対しては人選が偏って

いるとの指摘がある。そもそもイツィン教授らはメディア分野の専門家ではなく、かねてからポルノ規制を訴える自分達の主張に都合のいい過去の資料を集めて、あたかも決定的な結論が得られたかのように論じているというのである。^(注44)

2007年10月23日に下院の委員会に証拠書類として提出された40人の学者による連名のメモは、REAの分析に用いられた資料が古く、かつ論争の余地があるお粗末なもので、イギリスの人文・社会科学分野における過激なポルノに関する研究の伝統を無視した一方的な内容であると批判している。^(注45)

また上院における審議においても、REAがインターネットが普及する以前の古い研究に立脚していること、評価作成者が自分の著作を研究として引用していることを指摘し、その妥当性を問う声が出された。^(注46)

(3) 曖昧な定義と人権

この法律における定義の明確性は、欧州人権条約第8条「私生活及び家族生活の尊重についての権利」及び第10条「表現の自由」において、これらの権利及び自由が制限されるときに条件に密接に関わっている。

政府は、公開協議書においてこれらの権利と規制の関係について触れており、過激なポルノがほとんどの人にとって嫌悪すべきもので、規制が政治や公共問題への意見表明、芸術表現等と無縁であり、報道や公益に適うドキュメンタリーのための情報収集にも影響しないため、人権条約上の問題はないとしている。^(注47)

これに対し、ラビンダー・シン王室顧問弁護士は、公的機関は「法律に基づいて(第8条)」、又は「法律の定めるところに従い(第10条)」、権利又は自由を制限できるが、この場合、当該の法律は明瞭かつ意味が正確であり、個人が自らの行動を律し、自分の行動の結果を予測でき

るものであることが求められると論じ、「過激な」や「深刻な」といった個人の感性に基づく基準に疑問を呈している。さらに、同弁護士は、表現の自由が「国家や人々のあらゆる構成員の受け取め方が、好意的、不快でない、又は無関心である情報や考えだけでなく、衝撃や動揺を与えるもの」にも適用するとした過去の欧州人権裁判所の判例 (Mueller v Switzerland (1991) 13 EHRR 212) 等を引用して、規制が過剰であると論じている。^(注49)

また、2008年1月11日に刊行された上下両院合同人権委員会の第5報告書^(注50)も同じく、刑事司法及び移民法案の過激なポルノ規制に関して、これが曖昧に過ぎ、欧州人権条約が求める「法律の定めるところに従い」の基準をクリアできるか疑問であるとする。問題の画像が「過激な」ものであるか否かは、主観的なもので、あらゆる事例において政府が主張するほど容易に認識できるものではないからである。

これらの批判を受けた政府は、定義をより明確化すると称して、上院全院委員会で改正を加えた。上述した「甚だしく不快である、気分を悪くさせる、又は猥褻であること」や「(暴力的シーン、屍姦、獣姦等を)露骨かつリアルに描写しており・・・(描かれた)人や動物が本物に見えること」の定義もこの一環として加えられたものである。

しかしながら、「甚だしく不快である、気分を悪くさせる、又は猥褻であること」とする定義に関しては、これが主観的基準であることを批判する声も上がった。自由民主党の上院議員キシュワー・フォークナー女性男爵は、この法律が大まかに起草され、作用域が広範で、思想犯罪の要素を含んでいると警告する。また男爵は、(民族、文化、宗教等の)多様性が広がりつつあるイギリス社会において、このような主観的定義を陪審員に委ねることは、裁判の行われた場所によって異なる結果を生むことになりか

ねないとも指摘している。^(注51)

(4) 審査済みの映像の扱い

イギリスにおける映像作品の審査と区分は、全英映像等級審査機構 (British Board of Film Classification. 以下、BBFCという) が管轄しており、この審査及び区分を受けた作品は過激なポルノ規制から除外される。

しかしながら、法律は、これらの作品であっても、その一部を性的な興奮の目的のために抽出すれば、犯罪が成立するとする。つまり合法的なDVDの特定箇所だけを性的な目的で視聴するのは自由だが、DVDの特定箇所を動画として抜き出すなり、静止画として印刷し、その目的が性的な興奮を得るためと見なされれば、最高3年の拘禁刑を受けうるということである。

人権団体リバティーは、規定の広範な作用域とあいまって、所有者の性的興奮の目的の有無で判決が決まらねない規定について憂慮すべきものと論じている。^(注52)

V 法律の概要

2008年刑事司法及び移民法におけるポルノ関連の規定は、第5部の第63条から第71条において定められる。その大まかな内容は以下のとおりである (詳細は後掲の訳文を参照されたい)。

第63条 過激なポルノの所有

過激なポルノ画像の所有を犯罪とする。過激なポルノ画像とは、まず次のいずれの定義にも該当しているものでなければならない。

- ・ 性的興奮を喚起することを唯一又は主要な目的としている (ポルノについての規定)。
- ・ 甚だしく不快である、気分を悪くさせる、又は猥褻である。
- ・ 露骨かつリアルである。

さらに、次のいずれかを露骨かつリアルに描写しており、人や動物が本物に見えなければならない。この定義があるために、アニメーション、素描、絵等は取締対象から外されることとなる。

- ・ 人の生命を脅かす行為。法律説明書は具体例として、絞首、窒息、武器を用いた性的暴行を挙げている。
- ・ 人の肛門、乳房、性器に深刻な損傷を与える、又は与える可能性のある行為。法律説明書は、具体例として鋭利な物体の挿入又は乳房、性器の切除を挙げている。
- ・ 人の死体との性的接触を伴う行為。
- ・ 動物との性交、口腔性交を行っている人

画像は、静止画、動画いずれをも含み、データ形式で保存可能なものも含む。

第64条 区分された映画等の除外

全英映像等級審査機構の審査を受け区分を付けられた作品の画像に関しては、第63条の適用を除外する。ただし、画像が作品全体から抽出されており、その使用用途が性的興奮を喚起することを唯一又は主要な目的としていると判断される場合、除外は適用されない。

第65条 抗弁：総則

次のいずれかの場合、過激なポルノ画像の所有に関して抗弁が成立する。

- ・ 画像を見ておらず、かつ、画像が過激なポルノ画像であることを知らない。
- ・ 頼みもしないのに画像を送られ、当該画像を速やかに処分した。

この規定は、児童の卑猥な画像所有に関するものを踏襲している。

第66条 抗弁：合意の上の行為への参加

第65条とは別に、画像の所有者が画像に描かれた行為に直接参加している場合、抗弁が成立しうる。ただし、この場合、所有者はその行為が同意に基づかない危害を加えるものでないか、与える危害が同意できない種類のもの(身体への実際かつ深刻な危害に対しては同意する権限が認められない)でないことを証明しなければならない。また、死体との性的接触を描く画像の場合、「死人」が実際生きていることを証明できれば抗弁となる。

動物及び本物の死体を相手とした性的交渉に関しては、同意に基づく抗弁は成立しない。

第67条 過激なポルノ画像の所有に対する罰則等

過激なポルノ画像所有の廉で正式な有罪判決を受けた者は、次のような刑を科される。

- ・ 人の生命を脅かす行為及び人の肛門、乳房、性器に深刻な損傷を与える、又は与える可能性のある行為の画像の場合は、最高で拘禁刑3年と上限のない罰金の併科
- ・ 動物及び死体を相手とした性的交渉の画像の場合は、最高で拘禁刑2年と上限のない罰金の併科

第68条 情報社会サービスプロバイダーに関する特別規則

第63条の規定は、イギリス及び欧州経済領域に設立された情報社会サービスプロバイダーに適用されるが、その内容を知りえなかった場合、又は削除要請に迅速に応えた場合等は、適用が除外される。この規定は、他の欧州経済領域構成国で活動する、イギリス国内で設置された情報社会サービスプロバイダーを規制することを目的としている。また公益を深刻に損なう場合、イギリス以外の構成国の情報社会サービ

スプロバイダーを訴追することを可能とする。

第69～70条 児童の猥褻な写真

1978年児童保護法は、2003年性犯罪法による修正を受け、情報部職員が任務遂行の過程で児童の猥褻な写真及び擬似写真を作成すること(インターネットからのダウンロード、ハードディスクからのコピーを含む)は抗弁の理由となっていた。本条では、情報部職員に加えて、^(注54) 秘密諜報部職員にも同様の抗弁が適用されることとする。

また、従来児童ポルノ取締対象とされていた写真及び擬似写真に加えて、それらを元とした透写図その他の画像も、取締対象となる。

第71条 ポルノ全般

1959年猥褻刊行物法を改正し、猥褻物の刊行等に対する有罪判決における最高刑を3年から5年に引き上げる。

これらの規定に加えて、附則26第2部第58条は、この法律の第63条に基づいて2年以上の拘禁刑を受けた18歳以上の者には、2003年性犯罪法(Sexual Offences Act 2003 (c. 42))に基づいて、警察への通知義務を課する。これらの通知対象者は、刑期に応じた期間、暴力的及び性的犯罪者登録簿(Violent and Sex Offenders Register)に掲載される。登録簿には警察、公訴局及び刑務所の職員等がアクセスすることができる。^(注55) 登録期間は、6か月を超え30か月未満の刑期であれば10年、30か月以上であれば無期限となる。^(注56)

第63～68条の施行は、主務大臣が命令によって指定する日と規定されている。しかし、2008年10月20日現在、未定である。なお、第69条及び第70条は、第153条第2項に基づき制定2か月後に施行されている。

注

*インターネット情報はすべて2008年8月30日現在である。

- (1) “Musician murdered teacher for sexual kicks,” *The Daily Telegraph*, Jul. 5, 2007.
<<http://www.telegraph.co.uk/news/uknews/1556438/Musician-murdered-teacher-for-sexual-kicks.html>>
- (2) BBC News, *Musician ‘had murderous thoughts’*, Jun. 15, 2007.
<<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/sussex/6756863.stm>>
- (3) *Coutts, R v [2005] EWCA Crim 52* (21 January 2005).
<<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Crim/2005/52.html>>
- (4) “Jane accused branded a liar,” *The Argus*, Jan. 15, 2004.
<<http://archive.theargus.co.uk/2004/1/15/119024.html>>
- (5) Steven Morris, “Killer was obsessed by porn websites,” *The Guardian*, Feb. 5, 2004.
<<http://www.guardian.co.uk/technology/2004/feb/05/newmedia.crime?commentpage=1>>
- (6) Frank Fisher, “Get your tanks off our porn!,” *The Guardian*, Jul. 06, 2007.
<<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2007/jul/06/getyourtanksoffourporn>>
- (7) *op. cit.* (3)
- (8) Matthew Tempest, “Possession of violent porn to be criminal offence,” *The Guardian*, Aug. 30, 2006.
<<http://www.guardian.co.uk/politics/2006/aug/30/immigrationpolicy.ukcrime>>
- (9) EDM 583: *Murder of Jane Longhurst and Internet Sites Promoting Necrophilia*, 09.02.2004.
<<http://edmi.parliament.uk/EDMi/EDMDetails.aspx?EDMID=25923&SESSION=682>>
- (10) 内務省はイングランド及びウェールズにおける規制を担当する。
- (11) Home Office, *Consultation: On the possession of extreme pornographic material*, Aug. 2005.
<<http://news.bbc.co.uk/2/shared/bsp/hi/pdfs/>>

- 30_08_05_porn_doc.pdf>
- (12) *ibid.*, p.7.
- (13) *ibid.*
- (14) *ibid.*
- (15) European Commission of Human Rights. 欧州人権裁判所に提訴された事案が当該裁判所で審議されるに相応しいか否かを審理する機関。欧州人権条約第11議定書に基づいて1999年に廃止された。
- (16) *Handyside v United Kingdom* (1976) 1EHRR 737.
- (17) この例示は、2006年11月23日の下院において、内務省のコーカー大臣と保守党のジェイムズ下院議員の間で行なわれた答弁に基づく。
<<http://www.iwf.org.uk/government/page.156.408.htm>>
- (18) *op. cit.* (11), p.17.
- (19) Ministry of Justice, *Criminal Justice and Immigration Bill: Regulatory impact assessment*, Jun. 2007.
<<http://www.justice.gov.uk/docs/regulatory-impact-assessments.pdf>>
- (20) *ibid.*, p.90.
- (21) *Mediawatch-uk response on extreme pornography*.
<http://www.mediawatchuk.org.uk/index.php?option=com_content&task=view&id=238&Itemid=124>
- (22) *op. cit.* (11), p.8.
- (23) *ibid.*, p.9.
- (24) *ibid.*, p.1.
- (25) *ibid.*, p.10.
- (26) *ibid.*, pp.10-14.
- (27) *ibid.*, p.8.
- (28) Home Office, *Consultation on the Possession of Extreme Pornographic Material: Summary of responses and next steps*, Aug. 2006.
<<http://www.homeoffice.gov.uk/documents/cons-extreme-porn-3008051/Gvt-response-extreme-porn2.pdf?view=Binary>>
- (29) *ibid.*, p.21.
- (30) *op. cit.* (11), p.1.
- (31) *op. cit.* (28), pp.6-7.
- (32) *op. cit.* (11), p.7.
- (33) Clarissa Smith, “Where’s the evidence?,” *The Guardian*, Dec. 24, 2007.
<<http://www.guardian.co.uk/commentisfree/2007/dec/24/wherestheevidence>>
- (34) Chris Summers, “When does kinky porn become illegal?,” *BBC News*, Apr. 29, 2008.
<<http://news.bbc.co.uk/1/hi/magazine/7364475.stm>>
- (35) 2008年1月22日における上院審議を掲載した次のウェブサイトを参照した。
<<http://www.theyworkforyou.com/lords/?id=2008-01-22b.127.0>>
- (36) *op. cit.* (19), p.89.
- (37) Backlash, *Misleading Claims*, 2006.
<<http://www.backlash-uk.org.uk/mislead.html>>
- (38) 次の上院議事録ウェブページを参照した。
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldhansrd/text/80430-0006.htm#08043096000878>>
- (39) 次のウェブページを参照した。
<<http://www.melonfarmers.co.uk/gch08a.htm>>
- (40) Catherine Itzin, *The evidence of harm to adults relating to exposure to extreme pornographic material: a rapid evidence assessment (REA)*, Ministry of Justice Research Series 11/07, Sep. 2007.
<<http://www.justice.gov.uk/publications/research280907.htm>>
- (41) London South Bank University Faculty of Health and Social Care, *Research and scholarship report 2005*, p.70.
<<http://www.lsbu.ac.uk/hsc/downloads/researchScholarshipReport2005.pdf>>
- (42) イツイン教授の著作をレビューしたウェブページを参照した。
<<http://www.bsos.umd.edu/gvpt/lpbr/subpages/reviews/itzin.htm>>
- (43) *op. cit.* (40), pp.2, 4.
- (44) *op. cit.* (33)
- (45) *Memorandum submitted by Dr Clarissa Smith et al* (CJ&I 341).

- <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmpublic/criminal/memos/ucm34102.htm>>
- (46) 次の上院議事録ウェブページを参照した。
- <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldhansrd/text/80421-0016.htm#0804224000183>>
- (47) *op. cit.* (11), p.15.
- (48) 長年の職務経験を評価され、国王の勅許状によって認められた弁護士。
- (49) *Rabinder Singh, QC's Opinion on Home Office proposals*, Nov. 18, 2005.
- <<http://www.melonfarmers.co.uk/agcrs.htm>>
- (50) *Joint Committee On Human Rights 5 the Report*, Jan. 21, 2008.
- <<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200708/jtselect/jtrights/37/3702.htm>>
- (51) 次の上院議事録ウェブページを参照した。
- <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldhansrd/text/80303-0006.htm#0803034000482>>
- (52) *Liberty's Committee Stage Briefing on the Criminal Justice and Immigration Bill in the House of Lords*, Oct. 2007.
- <<http://www.liberty-human-rights.org.uk/pdfs/policy07/crimjust-immbill-committee.pdf>>
- (53) Security Service. 軍事情報活動第5部 (Military Intelligence Section 5. MI5) と呼ばれ、国内の安全保障を目的とする諜報活動を主務とする。
- (54) Secret Intelligence Service. 軍事情報活動第6部 (Military Intelligence 6. MI6) と呼ばれ、国家安全保障、経済権益のための国外における諜報活動を主務とする。
- (55) *Unclassified National Probation Service Briefing The Violent and Sex Offender Register (ViSOR)*, Issue 37, Aug. 2007.
- <<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/NPS%20Briefing%2037.pdf>>
- (56) Jon Silverman, "How the Sex Offenders Register works," *BBC News*, Jan. 16, 2006.
- <<http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/4618172.stm>>

(おかひさ けい・海外立法情報課)

2008年刑事司法及び移民法(抄)
(2008年法律4号)
第5編 刑法
Criminal Justice and Immigration Act 2008
Chapter 4
Part 5 Criminal Law

岡久 慶訳

第5編 刑法

ポルノ等

第63条 過激なポルノ画像の所有

第64条 区分された映画等の除外

第65条 抗弁：総則

第66条 抗弁：合意の上の行為への参加

第67条 過激なポルノ画像の所有に対する
罰則等

第68条 情報社会サービスプロバイダーに
関わる特別規則

第69条 児童の猥褻な写真：イングランド
及びウェールズ

第70条 児童の猥褻な写真：北アイルラン
ド

第71条 猥褻物刊行等に対する最高刑

附則14 「情報社会サービスプロバイダーに関
わる特別規則」(第68条関係)

第5編 刑法

ポルノ等

第63条 過激なポルノ画像の所有

(1) 過激なポルノ画像を所有することを犯罪と
する。

(2) 「過激なポルノ画像」とは、次のいずれに
も該当するものをいう。

(a) ポルノであること。

(b) 過激な画像であること。

(3) 画像は、性的興奮を喚起することを、唯一
の又は主要な目的として作成されたことが合
理的に推論しうる性質であるとき、「ポルノで
ある」とする。

(4) (所有が発見された状態において)画像が連
続する画像の一部を形成しているとき、当該
画像が前掲第3項に該当する性質であるか否
かは、次を参照することによって判断される。

(a) 画像そのもの

(b) (連続する画像が画像にストーリー (con-
text) としての意味を持たせている場合) 連
続する画像において発生するストーリー

(5) 例えば次のいずれにも該当する場合、それ
自体を取り上げればポルノであると判断され
うる画像であっても、ストーリーの一部である
ことによって、ポルノではないと判断される。

(a) 画像が連続する画像によって形成される
ストーリーの不可欠な部分であること。

(b) 連続する画像全体を配慮すると、これら
が性的興奮を喚起することを、唯一の又は
主要な目的として作成されたと、合理的に
推論できない性質であること。

(6) 「過激な画像」とは、次のいずれにも該当
するものをいう。

(a) 後掲第7項に該当すること。

(b) 甚だしく不快である、気分を悪くさせる、
又は猥褻であること。

(7) 画像は、露骨かつリアルに、次のことを描
写しており、通常人が見て人又は動物が本物
であると考えうるとき、本項に該当するもの

とする。

- (a) 人の生命を脅かす行為
 - (b) 人の肛門、乳房、性器に深刻な損傷を与える、又は与える可能性のある行為。
 - (c) 人の死体との性的接触を伴う行為
 - (d) (生死を問わず) 動物との性交、口腔性交を行っている人
- (8) 本条において、「画像」とは次のものをいう。
- (a) (作成方法を問わず) 動画及び静止画
 - (b) 前掲(a)号に該当する画像に変換することが可能なデータ(保存方法を問わず)
- (9) 本条において、体の一部への言及は、手術(特に性転換手術)によって形成された一部への言及とする。
- (10) 本条に基づく訴訟手続は、次の条件に合致しない限り起こすことができない。
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、公訴局長官の同意に基づいていること。
 - (b) 北アイルランドにおいては、北アイルランド公訴局長官の同意に基づいていること。

第64条 区分された映画等の除外

- (1) 第63条は除外された画像には適用しない。
- (2) 「除外された画像」とは、区分された作品の全部又は一部の記録に含まれた連続する画像の一部を形成するものをいう。
- (3) しかしながら、次のいずれにも該当する場合、画像は「除外された画像」ではない。
- (a) 区分された作品の抽出の記録に含まれていること。
 - (b) 性的興奮を喚起することを、唯一の又は主要な目的として(他の画像と共にか、否かを問わず)抽出されたことが合理的に推論しうる性質であること。
- (4) 抽出された画像が、記録に含まれる連続した画像の1つである場合、当該画像が前掲第3項(b)号に該当する性質であるか否かは、次

を参照することによって判断され、画像がポルノであるか否かを判断することに関連して、第63条第5項が適用する。

- (a) 画像そのもの
 - (b) (連続する画像が画像にストーリーとしての意味を持たせている場合)連続する画像において発生するストーリー
- (5) この条の目的の上で、記録が区分された作品の記録の全部又は一部の記録であるか否かを判断するにあたって、次に起因する改変は考慮しないものとする。
- (a) 技術的理由又は人為的事故によって引き起こされた欠陥
 - (b) 記録への異質な構成要素(広告等)の包含
- (6) この条におけるいかなる規定も、指定された機関が、ビデオ作品が区分認定を受けるに相応しいか否かを判断するに当たって、第63条(刑事犯罪を設けるその他の規定と共に)に配慮する義務に影響するものであると解釈してはならない。
- (7) この条においては、次の規定に従う。
- 「区分された作品(classified work)」とは、((8)に従って上で)指定された機関によって区分認定を受けたビデオ作品をいう(本条施行の前後は問わない)。
- 「区分認定(classification certificate)」及び「ビデオ作品(video works)」とは、1984年ビデオ記録法(Video Recordings Act 1984(c. 39))と同じ意味を有する。
- 「指定された機関(designated authority)」とは、前掲法第4条に基づいて、主務大臣に指定された機関をいう。
- 「抽出(extract)」とは、画像1枚で構成される抽出を含む。
- 「画像(image)」及び「ポルノである(pornographic)」とは、第63条と同じ意味を有する。
- 「記録(recording)」とは、データを電子的に保存し、(手段を問わず)画像を呼び出すこと

が可能な、ディスク、テープ、その他の機器をいう。

- (8) 本条の目的の上で、1984年ビデオ記録法第22条第3項(改変の影響)は、同法の目的と同様に適用する。

第65条 抗弁：総則

- (1) 第63条に基づく犯罪の訴追において、後掲(2)に掲げる事項を証明することは被告人の抗弁となる。
- (2) 事項とは次のことをいう。
- (a) 被告人に、問題の画像を所有する合理的理由があること。
- (b) 被告人が問題の画像を見ておらず、当該画像が過激なポルノ画像であることを知らず、そうであることを疑う理由がないこと。
- (c) 次が該当していること。
- (i) 被告人により、又は被告人のために要求が行われなかったにもかかわらず、画像が送られてきた。
- (ii) 当該画像を合理的な期間を超えて所有しなかった。
- (3) この条において、「過激なポルノ画像」及び「画像」は第63条と同じ意味を有する。

第66条 抗弁：合意の上の行為への参加

- (1) この条は次のとき適用する。
- (a) 第63条に基づく犯罪の廉で、ある者(「D」と呼称する)が訴追されていること。
- (b) 犯罪が同条第7項(a)号から(c)号(ただし(d)号は含まない)に規定された行為を描写する画像に関連していること。
- (2) 次のことを証明することは、Dの抗弁となる。
- (a) Dが描写された行為に直接参加していること。
- (b) 当該の行為が、同意に基づかない危害を誰かに与えるものでないこと。

(c) 画像が第63条第7項(c)号の行為を描写している場合、死体とされているものが、実際には死体でないこと。

- (3) この条の目的の上で、ある者に対して加えられた次に該当する危害は、「同意に基づかない」危害とする。
- (a) 危害が法律上、当該の者が自身に加えられることに対して同意できるような性質のものでないこと。
- (b) 当該の者が、法律上、危害を加えられることに同意することができる場合でも、実際には危害を加えられることに同意していないこと。

第67条 過激なポルノ画像の所有に対する罰則等

- (1) この条は、ある者が第63条に基づく犯罪の廉で有罪とされたとき適用する。
- (2) 第3項が適用しない限り、当該の者は次の刑に処せられる。
- (a) 略式起訴による有罪宣告によって妥当な期間を超えない拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (b) 正式起訴による有罪宣告によって3年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
- (3) もし犯罪が、第63条第7項(a)、(b)号に該当する行為を描写しない画像に関係している場合、有罪とされた者は次の刑に処せられる。
- (a) 略式起訴による有罪宣告によって妥当な期間を超えない拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (b) 正式起訴による有罪宣告によって2年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
- (4) 第2項(a)号又は第3項(a)号において、「妥当な期間(the relevant period)」とは次のものをいう。
- (a) イングランド及びウェールズに関しては、12か月

(b) 北アイルランドに関しては、6か月

第68条 情報社会サービスプロバイダーに関する特別規則

附則14は、第63条の運用に関して、同附則が定める情報社会サービスプロバイダーに関連する、特別な規定を設ける。

第69条 児童の猥褻な写真：イングランド及びウェールズ

- (1) 1978年児童保護法(Protection of Children Act 1978 (c. 37))を、(2)から(4)の規定のように改正する。
- (2) 第1B条第1項(b)号(情報部要員の例外化)において、次のようにする。
 - (a) 「情報部」の後に、「又は秘密諜報部」を挿入する。
 - (b) 「同部」を「当該の部」に改める。
- (3) 第7条第4項(写真の意味)の後に、以下のものを挿入する。

「(4A) 写真への言及は、次のものも含み、第8項はこれらの画像に対しても擬似写真と同じように適用する。

 - (a) 電子的その他の(あらゆる性質の)手段により作成された透写図又はその他の画像であって、
 - (i) それ自体が写真又は擬似写真でないが、
 - (ii) 写真又は擬似写真の全部又は一部若しくはそれらの組み合わせから派生しているもの。
 - (b) コンピュータのディスク又はその他電子的手段で保存された、前掲(a)号に挙げる方法で画像に変換できるデータ」
- (4) 第7条第9項(b)号(猥褻な擬似写真の意味)において、「擬似写真」を「猥褻な擬似写真」に改める。

第70条 児童の猥褻な写真：北アイルランド

- (1) 1978年児童保護(北アイルランド)命令(Northern Ireland) Order 1978 (S.I. 1978/1047 (N.I. 17))を以下のように改正する。
- (2) 第2条第2項(解釈)において、「猥褻な擬似写真」の定義を定める(b)号において、「擬似写真」を「猥褻な擬似写真」に改める。
- (3) 第2条第2項の後に、次を挿入する。

「(2A) この命令において、写真への言及は、次のものも含み、第3項(c)号はこれらの画像に対しても擬似写真と同じように適用する。

 - (a) 電子的その他の(あらゆる性質の)手段により作成された透写図又はその他の画像であって、
 - (i) それ自体が写真又は擬似写真でないが、
 - (ii) 写真又は擬似写真の全部又は一部から派生しているもの。
 - (b) コンピュータのディスク又はその他電子的手段で保存された、前掲(a)号に挙げる方法で画像に変換できるデータ」
- (4) 第3A条第1項(b)号(情報部要員の例外化)において、次のようにする。
 - (a) 「情報部」の後に、「又は秘密諜報部」を挿入する。
 - (b) 「同部」を「当該の部」に改める。

第71条 猥褻物刊行等に対する最高刑

1959年猥褻刊行物法(Obscene Publications Act 1959 (c. 66))第2条第1項(b)号(猥褻物の刊行等に対する有罪判決における最高刑)において、「3年」を「5年」に改める。

附則14 「情報社会サービスプロバイダーに関する特別規則」(第68条関係)

国内のサービスプロバイダー：法的責任の拡張 第1条

- (1) この条は、サービスプロバイダーがイングランド及びウェールズ、又は北アイルランドに設立されている(「国内のサービスプロバイ

- ダー」である)ときに適用する。
- (2) 第63条第1項は、次のいずれにも該当する国内のサービスプロバイダー、加えてイングランド及びウェールズ、並びに北アイルランドにおいて当該画像を所有している(あらゆる種類の)者に対して適用する。
- (a) 連合王国を除く欧州経済領域(以下、EEAという)諸国において、過激なポルノ画像を所有していること。
- (b) 情報社会サービスを提供する過程で、同地域において当該画像を所有していること。
- (3) 第63条に基づく犯罪が、前掲(2)によって国内のサービスプロバイダーに適用するとき、次の規定に従う。
- (a) 犯罪の訴追手続はイングランド及びウェールズ、又は北アイルランドの何処においても行なうことができる。
- (b) すべての犯罪に付随して、これらが前掲の何処かで行なわれたものとして扱うことができる。
- (4) 本条のいかなる規定も、後掲第3条から第5条の運用に影響を与えるものではない。

連合王国外のサービスプロバイダー：訴追手続の制限

第2条

- (1) この条は、サービスプロバイダーが連合王国以外のEEA諸国に設立されている(「連合王国外のサービスプロバイダー」である)ときに適用する。
- (2) 逸脱条件が満たされない場合、情報社会サービスを提供する過程で生じたことに関して、連合王国外のサービスプロバイダーに対して第63条に基づく犯罪への訴追手続を行うことはできない。
- (3) 逸脱条件が満たされるとは、訴追手続が次のいずれにも該当することをいう。

- (a) 公益の目的の上で必要であること。
- (b) 前掲の目的を損なう、又は目的を損なう深刻かつ重大な危険を持つ情報社会サービスに関連していること。
- (c) 加えて前掲の目的に均衡していること。
- (4) 「公益の目的(The public interest objective)」とは公共政策の追求をいう。

単なるルートの除外

第3条

- (1) サービスプロバイダーは、後掲(2)の条件が該当する場合、次に掲げるものに限定した情報社会サービスを提供する過程において行なわれたことについて、第63条に基づく犯罪の廉で有罪とされないものとする。
- (a) 通信ネットワークへのアクセスの提供
- (b) サービス受益者による、通信ネットワーク内の情報送信
- (2) 前掲の条件とは、サービスプロバイダーが次のことをしないことである。
- (a) 送信を自ら開始すること。
- (b) 送信の受信先を選ぶこと。
- (c) 送信される情報を選ぶ、又は修正すること。
- (3) 前掲(1)の目的の上で、次のものは自動的、中間的、一時的な送信情報の保存を含むが、それはネットワーク内の送信を唯一の目的としたものでなければならない。
- (a) 通信ネットワークへのアクセス提供
- (b) 通信ネットワーク内の情報送信
- (4) 情報が送信に合理的に必要な期間を超えて保存されていた場合、前掲(3)は適用しない。

キャッシュの除外

第4条

- (1) この条は、情報社会サービスが、サービス受益者が提供した情報の通信ネットワーク内の送信で構成されるときに適用する。

- (2) サービスプロバイダーは、次の場合、前掲のように提供された情報の自動的、中間的、一時的な保存について、第63条に基づく犯罪の廉で有罪とされないものとする。
- (a) 情報の保存が、サービス受益者の求めに応じた情報の送信を、効率化することを唯一の目的としていること。
- (b) 後掲(3)の条件が満たされていること。
- (3) 前掲の条件とは、サービスプロバイダーが次に該当することをいう。
- (a) 情報を改変しないこと。
- (b) 情報へのアクセスに付随した条件を、すべて遵守していること。
- (c) (後掲(4)が適用する場合、) 迅速に当該情報を削除する、又はアクセスを不可能とすること。
- (4) この項は、サービスプロバイダーが次のいずれかのことを実際に知ったとき適用する。
- (a) 送信の源となった情報がネットワーク上から削除されていること。
- (b) 当該情報へのアクセスが無効とされていること。
- (c) 裁判所又は行政機関が、当該情報のネットワーク上からの削除又はアクセス無効化を命じていること。

ホストの除外

第5条

- (1) サービスプロバイダーは、次の場合、サービス受益者が提供した情報の保存に限定した情報社会サービスを提供する過程において行なわれたことについて、第63条に基づく犯罪の廉で有罪とされないものとする。
- (a) 情報が提供されたとき、それが犯罪となる構成要素を含んでいることを、サービスプロバイダーが実際に知らないこと。
- (b) 情報が犯罪となる構成要素を含んでいるという実際の知識を得た段階で、サービス

プロバイダーが迅速に当該情報を削除したか、又はアクセスを不可能としたこと。

- (2) 「犯罪となる構成要素 (offending material)」とは、第63条に基づく犯罪を形成する構成要素をいう。
- (3) サービス受益者がサービスプロバイダーの権威又は管理に基づいて行動しているとき、前掲(1)は適用しない。

解釈

第6条

- (1) この条は本附則の目的の上で適用する。
- (2) 過激なポルノ画像 (Extreme pornographic image)」は第63条と同じ意味を有する。
- (3) 「情報社会サービス (Information society services)」とは、次に定めるものである。
- (a) (技術基準及び規制の分野における手続きを定める1998年6月22日の欧州議会及び欧州連合理事会の指令98/34/ECの第1条第2項に言及する) 電子商取引指令第2条(a)項と同じ意味を有するもの。
- (b) 電子商取引指令全文第17項において、「料金を対価として、距離を超えて、処理(電子的圧縮を含む)及びデータ保存のため電子機器を用い、サービス受益者の要求に応じて提供される、あらゆるサービス」として要約されるもの。 なお、「電子商取引指令」とは、情報社会サービスの特定の法的側面、特に域内における電子商取引に関する2000年6月8日の欧州議会及び欧州連合理事会の指令2000/31/EC(電子商取引指令)をいう。
- (4) 「受益者 (Recipient)」とは、情報社会サービスに関連して、職業上又はその他の目的、特に情報を探す、又はアクセス可能とする目的のために、当該サービスを利用するあらゆる者をいう。
- (5) 「サービスプロバイダー (Service provider)」と

は、情報社会サービスを提供する者をいう。

(6) 本附則における、連合王国の一地方又はその他のEEA加盟国において設立されたサービスプロバイダーへの言及を解釈する上で、次の規定に従うものとする。

(a) サービスプロバイダーは、次の場合、連合王国の特定の地方又はEEA加盟国に設立されているものとする。

(i) 連合王国の当該地方又はEEAの当該加盟国にある固定施設を利用して、無期限の間、効果的に経済活動を追及していること。

(ii) EEA加盟国の国籍を有しているか、欧州

経済共同体設立条約第48条に言及された会社であること。

(b) 特定の場所における、情報社会サービスを提供するための機器若しくはその他の技術的手段の存在又は利用は、それだけで、サービスプロバイダーの設立を意味しない。

(c) 特定の情報社会サービスが、複数ある施設のいずれから提供されているか判断できない場合、同サービスはそれに関連した当該サービスプロバイダーの活動の中心となる施設から提供されているものとする。

(おかひさ けい・海外立法情報課)